

当局と動労体革マルの野合 動乗勤「3月末決着」の裏切りを弾劾する



84. 4. 19

No. 1621

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄電)一九三五六・(公衆)〇四七二(22)七二〇七

「働き不足のクリアー」を叫んで闘争圧殺に奔走する労働者の敵を粉碎・掃しよう

動労「本部」革マルは、動乗勤改悪阻止の闘いで鉄労とともに片仕切りを強行し、またも国鉄労働者の利益を売り渡す大裏切りを行いました。

われわれは、この断じて許せぬ大裏切りを心底からの怒りをもつて暴露・弾劾し、国鉄労働運動から追放・一掃する決意を明らかにするものでした。

「三月末決着」の裏切りに全力をあげた動労「本部」革マル

動乗勤改悪は、「働き度」を高めることで労働強化・要員合理化・基地統廃合へ道を開き、20万人台体制・国鉄労働運動破壊の中心軸をなす攻撃であり、国鉄労働運動の未来がかかつた闘いとして、全力で阻止する闘いが求められていました。とりわけ、全国の動力車乗務員の「6割」を組織する労働の動向が、大きな注目を集めていたことはいうまでもありません。

にもかかわらず、動労「本部」革マルは当局との綿密な打ち合わせのもとで、実に悪らつな策謀をこらし、セクト的立場からする「三月末決着」の裏切りに全力をあげたのです。

問題の核心は何か
完全に利害が一致した当局と
動労「本部」革マル

そもそも国鉄労使の歴史の中で「協定の一方的破棄」は前代未聞であり、何よりも「超勤交番」については労働基準法上からも一方的実施ができることは、当局自ら認めていた事でもあります。

従つて当局が、動乗勤改悪を一方的に強行実施せざるを得ないところに追いこまれたり、あるいは、そのことによつて労働側から公労委や裁判所への提訴が行われるなどという事態にもちこまれることは、当局の「60・3実施」の計画を破綻させることになりかねない事は明らかでした。そればかりか、この闘いの爆発を不可避とし、それが「国鉄」攻撃への反撃の突破口に転化し、日本労働運動の戦闘的再生の道を切りひらく可能性をはらんでいた事はいうまでもありません。

一方、「働き度不足はクリアーする」として昨年六月末で動乗勤妥結を策した（注—全国鉄労働組織する動労」と完全一体となつて、国鉄労働者のあらゆる反撃を未然に封殺すること、が絶対不可欠の問題であつたわけです。

動労「本部」革マルは、「6割の動労」を反動的に利用し、「動労主導」という方で組織内をごまかし、動労千葉や国労の闘いを妨害して労働とともに率先して片仕切りし、当局の危機を救済するという、実に犯罪的役割を果たしたのです。たわけです。

動労「本部」革マルは、当局と動労「本部」革マルが仕組んだ茶番であることは、

第一に、当局と一緒になつて「労組法15条は有效」と騒ぎまわつて「闘つても勝てない」と宣伝し、「動労主導」という言葉上の飾りをくつけて動労組合員の反対・不満をペテン的に押え、「動乗勤三月末決着」が当局と動労「本部」革マルが仕組んだ茶番であることは、

第二に、彼らはあらかじめ当局との間に「三月末妥結」を約束した上で、三月二〇日を過ぎて急速に具体的交渉に入り、わずか十日間余りで「大筋了解に達した」と称すペテン性、

第三に、三月二九日から三十日にかけて「勤務」関係の修正提案、三一日深夜に「賃金」関係の修正提案を受けて直ちに鉄労とともに片仕切りし、その圧力で他労組の屈服を強要したことの事実の中に、端的にあらわれています。